

保護者・地域の皆さまへ

学校園における働き方改革の取組みについて(お願い)

西宮市教育委員会

平素は、本市の学校園の運営にご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

学校園における働き方改革については、保護者・地域の皆さまのご理解、ご協力のもと、各学校園が取組みを進めたことにより、時間外の勤務時間は減少傾向にあります。未だに時間外勤務が過労死ラインの月 80 時間超や上限時間で定める月 45 時間超の教員が多く見受けられます。

教員を取り巻く状況は、いじめ問題や特別な教育支援が必要な子供の急増、子供たちに関わる保護者や地域からの要望等、複雑かつ多様化しており、時間外勤務が常態化し、精神的にも追い詰められています。そのため、当市においても、精神疾患になる教員や中途退職者が生じること等により、必要な教員を確保できず、学校運営に著しい支障が生じております。また、教員の多忙化により、十分な授業準備や児童生徒理解ができず、質の高い教育を実践することが困難となっております。これらのことにより、子供たちにとって十分な教育を受ける機会が失われるため、非常に強い危機感を持っています。

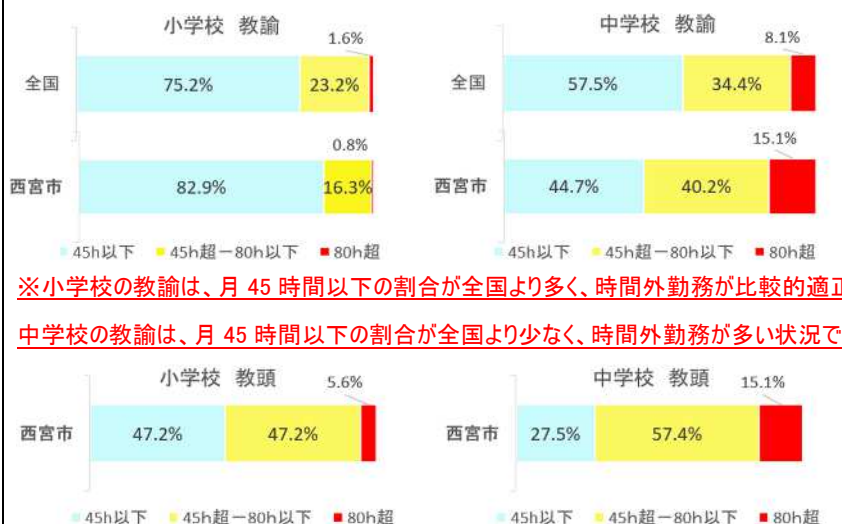
働き方改革を進める目的は、教員の時間外勤務を大幅に減らし働きやすい職場環境を整えることで、教員が子供と向き合う時間や授業準備等の時間を確保し、教員の職業の魅力を向上させて質の高い人材を確保することにより、学校教育の質を高めることです。

本市としましては、文部科学省による「令和の日本型学校教育」を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について(答申)」（令和6年8月 27 日中央教育審議会）を踏まえた取組の徹底等について(通知)（令和6年9月 30 日付）を踏まえ、まずは時間外勤務が月 80 時間超の教職員を速やかにゼロにすることを目標とし、さらに全ての教職員が月 45 時間以内の時間外勤務に収まるように努めます。

保護者の皆さまにおかれましては、働き方改革取組みの趣旨をご理解いただき、引き続きご協力を賜りますようお願いいたします。

時間外勤務の状況

時間外勤務の割合（R5年4月～R6年3月）



※小学校の教諭は、月 45 時間以下の割合が全国より多く、時間外勤務が比較的適正な状況です。

中学校の教諭は、月 45 時間以下の割合が全国より少なく、時間外勤務が多い状況です。

※教頭は全国の割合データがないため、西宮市のみ参考に掲載しています。

※小中学校の教頭は月 45 時間以下の割合が 5 割を切っており、時間外勤務が多い状況です。

「学校・教師が担う業務に係る 3 分類」に基づく取組みの推進

本市では文部科学省が推進している「学校・教師が担う業務に係る3分類」に基づき、業務の適正化に向けて、教育委員会と学校が互いに連携し、保護者や地域住民の方の理解・協力を得つつ、連携を図りながら取組みを進めます。

学校・教師が担う業務に係る 3 分類

○ 文部科学省は、平成31年の中央教育審議会答申^(※)で示されたいわゆる「学校・教師が担う業務に係る 3 分類」に基づき、業務の考え方を明確化した上で、役割分担や適正化を推進。

基本的には学校以外が担うべき業務	学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務	教師の業務だが、負担軽減が可能な業務
①登下校に関する対応 ②放課後から夜間などにおける見回り、児童生徒が補導された時の対応 ③学校徴収金の徴収・管理(※2) ④地域ボランティアとの連絡調整 (※その業務の内容に応じて、地方公共団体や教育委員会、保護者、地域学校協働活動推進員や地域ボランティア等が担うべき。)	⑤調査・統計等への回答等 (事務職員等) ⑥児童生徒の休み時間における対応 (輪番、地域ボランティア等) ⑦校内清掃 (輪番、地域ボランティア等) ⑧部活動(部活動指導員等) (※部活動の設置・運営は法令上の義務ではないが、ほとんどの中学・高校で設置。多くの教師が顧問を担わざるを得ない実態。)	⑨給食時の対応 (学級担任と栄養教諭等との連携等) ⑩授業準備 (補助的業務へのサポートスタッフの参画等) ⑪学習評価や成績処理 (補助的業務へのサポートスタッフの参画等) ⑫学校行事の準備・運営 (事務職員等との連携、一部外部委託等) ⑬進路指導 (事務職員や外部人材との連携・協力等) ⑭支援が必要な児童生徒・家庭への対応 (専門スタッフとの連携・協力等)

(※)新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について(答申)(213号)(平成31年1月25日)

(※2)学校徴収金の徴収・管理については、教育委員会が給食費の公会計化等を実施することや事務職員が一括して管理する等の方法により、教師が関与することがない仕組みを構築する等の取組例が、中央教育審議会の特別部会で示されています。(※2は本市)

働き方改革の主な取組み

(1) 教職員の勤務時間・時間外の自動音声案内等について

- ・教職員の勤務時間はおおむね午前8時15分から午後4時45分です。
- ・勤務終了後は速やかに退勤する定時退勤日の徹底等、時間外勤務の縮減に努めています。
- ・勤務時間外となる、勤務開始前及び終了後の学校園への電話連絡はお控えください。
- ・市内全校で、勤務時間外に電話機の自動音声案内を実施しています。(設定時間は学校により異なります。)
- ・小、中、義務教育学校における欠席遅刻連絡については、朝の電話対応時間が集中するため、ミマールメの欠席連絡アプリをご利用ください。
- ・勤務時間外における子供の生命や安全に関わる重大事態等、緊急を要する場合は、警察や救急、最寄りの医療機関のほか、関係機関へご連絡をお願いします。(別紙参照)

(2) 登園・登校時刻の順守、登下校時の安全確保について

- ・各学校園で定めている時刻をご確認の上、決められた時間を守って、登園・登校いただきますようご協力をお願いします。
- ・各校では、通学路における安全指導や学校管理外における生活指導を行っていますが、今後も登下校時の安全確保は、保護者・地域の皆さまのご協力をお願いします。

(3) ノー部活デーについて

- ・中学校・義務教育学校及び高校は「西宮市立中学校部活動の方針」、「西宮市立高等学校部活動方針」に基づき、週あたり2日以上の休養日（平日及び土日等の休業日にそれぞれ1日以上）を設定し、完全実施に向けて取り組んでいます。
- ・休日の中学校の部活動は、令和8年9月の地域移行（地域クラブ活動「プレミヤ」）に向けて、準備を進めています。詳細については、市のホームページをご確認ください。

(4) 学校園行事のあり方について（入学式・卒業式・音楽会・運動会等）

- ・式典等の行事については、簡素化や実施時間の短縮、来賓対応の見直し等、内容を精選して行います。
- ・音楽会、運動会等については、日常の学習の延長・発表の場として実施します。

(5) 学校管理外の児童生徒の対応について

- ・放課後や夜間など学校園外での生活に起因する問題は、学校園として対応することは困難ですので、保護者対応していただきますようお願いします。

(6) 土日祝日や夜間の地域行事について

- ・今後も保護者・地域の皆さまのご支援をいただきながら、地域に親しまれる学校園を目指してまいりますが、教職員の長時間勤務を縮減するため、勤務時間外に行われる地域行事等への参加を見合わせる場合がございます。何卒、ご理解をお願いします。

(7) 学校園への配布物の依頼について

- ・各種団体や事業者からの児童生徒への配布依頼は、学校園において過大な負担になっていますので、直接学校園に依頼することはお控えください。
- ・令和7年度途中からは、市内の児童生徒を対象にした案内やチラシをネット上でいつでも見ることができる、電子チラシ掲示板システムを導入予定です。

(8) 学校園と保護者との良好な関係の構築について

- ・学校園と保護者とが良好な関係を構築することは、子供の健やかな成長にとって大変重要であり、学校園は、保護者からの意見や要望については、今後も真摯にお伺いいたします。ただし、学校園として可能な対応には限界があることは、何卒、ご理解をお願いします。
- ・過大な要求や不当な言いがかり、教員の人格や名誉を傷つける発言、大声での恫喝などの行為は、中には違法行為に当たる場合があります。そのような行為があった際は、学校園は話し合いを打ち切らざるを得ない場合がありますので、ご理解をお願いします。

関係機関一覧

令和7年3月現在

機関名	電話番号	受付時間
健康医療相談 ハローにしのみや	0120-86-2438	24 時間・年中無休
兵庫県子ども医療電話相談	#8000	月～土：18 時～翌朝 8 時 日・祝・年末年始： 8 時～翌朝 8 時
西宮市いじめ相談ダイヤル	0798-33-0077	月～金：9 時～17 時 30 分 (祝・年末年始を除く)
ひょうごっ子 (いじめ・体罰・子供安全) 相談 24 時間ホットライン	0120-0-78310	24 時間・年中無休
児童相談所虐待対応 ダイヤル (こども家庭庁)	189 (最寄りの児童 相談所に繋がります)	24 時間・年中無休
西宮市子ども家庭総合 支援拠点	0798-35-3089 0798-35-3749	月～金：9 時～17 時 (祝・年末年始を除く)
西宮市こころのケア相談	0798-35-5066	月～金：9 時～11 時 30 分、 13 時～16 時 30 分
兵庫県いのちと心の サポートダイヤル	078-382-3566	月～金：18 時～翌朝 8 時 30 分 土・日・祝：24 時間